# 小牧市地域防災計画の修正要旨

#### I 地域防災計画修正の根拠

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画 について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正 しなければならないとされている(災害対策基本法第42条)。

また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされている(小牧市防災会議条例第2条)。

#### Ⅱ 主な修正内容

#### 1. 愛知県基幹的広域防災拠点における広域防災活動拠点について

#### (1) 愛知県基幹的広域防災拠点の整備内容及び機能の整理

県が名古屋空港北西部(豊山町・青山地区)に「愛知県基幹的広域防災拠点」として、消防学校及び愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、これを自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ及び県内全域への供給に必要な物資ターミナルとすることについて、記載を追加する。

#### <修正箇所>

■風水害等編 第2編 第10章 広域応援・受援体制の整備

■地震編 第 2編 第 9 章 広域応援・受援体制の整備

#### <新旧対照表>

■風水害等編 p 7 、 p 8

■ 地震編 p 4 、 p 5

# ■風水害等編

#### 現行(令和3年11月修正)

#### 第4節 防災活動拠点の確保等

#### 1 市及び県における措置

(略)また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町、東山地区)にないて東借する。

(豊山町・青山地区)において整備する。<u>な</u> <u>お、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園</u> として活用する。

#### 修正案

第4節 防災活動拠点の確保等

#### 1 市及び県における措置

(略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。当該拠点には、消防学校と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TECFORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

#### ■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

# 2. 水防法等の改正を踏まえた修正について

(1)要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・ 勧告について 水防法等の改正に伴い、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言又は勧告が可能となったことについて、記載を追加する。

#### <修正箇所>

■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策

■風水害等編 第2編 第3章 土砂災害等予防対策

■風水害等編 第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

#### <新旧対照表>

■風水害等編 p 3 、 p 5 、 p 7

#### ■風水害等編

現行(令和3年11月修正)	修正案
第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
3 市における措置	3 市における措置
(追加)	(7) 市長の助言・勧告
	市長は、市地域防災計画にその名称及び所在
	地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確
	保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な
	助言又は勧告をすることができる。

#### ■他該当箇所

※ 同様の修正を行う。

# (2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への結果報告が義務化されたことについて、記載を追加する。

# <修正箇所>

■風水害等編 第2編 第2章 水害予防対策

■風水害等編 第2編 第3章 土砂災害等予防対策

■風水害等編 第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

#### <新旧対照表>

■風水害等編 p 3 、 p 5 、 p 7

#### ■風水害等編

現行(令和3年11月修正)	修正案
第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者にお	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者にお
ける措置	ける措置
(2) 訓練の実施	(2) 訓練の実施
要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出	要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出
水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練	水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練 の実施及び市長への報告
の実施	○○ 天旭 <u>及○川女、○○ 報百</u>

#### ■他該当箇所

※ 同様の修正を行う。

# 3. 県防災へリコプターと名古屋市消防へリコプターの一体的運用について

#### (1) 名古屋市への事務委託について

本県の防災力の向上を図るため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、愛知県が所有する防災へリコプター「わかしゃち」の運航を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防へリコプター2機(ひでよし・のぶなが)と一体的に運用することについて記載を追記する。

#### く修正箇所>

■風水害等編 第3編 第5章 救出・救助対策 ■地震編 第3編 第5章 救出・救助対策

#### <新旧対照表>

■風水害等編 p 1 1 ■地震編 p 8

#### ■風水害等編

# 現行 (令和3年11月修正) 修正案 ■ 基本方針 ■ 基本方針 ○ 愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置している。救出・救助活動の実施に当たっては、この防災へリコプターの活用を考慮する。 ● 大会の防災へリコプターの活用を考慮する。

#### ■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

# 4. 安否不明者等の氏名公表について

#### (1) 安否不明者等の情報収集及び公表について

安否不明者の情報収集に努めるとともに、昨年度整理された「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づいて氏名公表を実施することについて、記載を追加する。

#### く修正簡所>

■風水害等編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報 ■地震編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

#### <新旧対照表>

■風水害等編 p 1 0 、 p 1 1

■地震編 p 7

#### ■風水害等編

現行(令和3年11月修正)	修正案
第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
1 市の措置	1 市の措置
(3) 行方不明者の情報収集	(3) <mark>安否不明者・</mark> 行方不明者の情報収集
捜索・救助体制の検討等に活用するため、市	捜索・救助体制の検討等に活用するため、市
長は、住民登録の有無に関わらず、市の区域内	は、住民登録の有無に関わらず、市の区域内で
で行方不明となった者について、県警察等関係	安 <u>否不明者・</u> 行方不明となった者について、県
機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める	警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収
ものとする。また、行方不明者として把握した	集に努めるものとする。また、 <u>安否不明者・</u> 行

現行(令和3年11月修正)	修正案
者が、(略)	方不明者として把握した者が (略)

#### ■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

# 5. 市の取り組みに係る修正事項

#### (1) Wi-Fi の整備について

小中学校の体育館に災害時に一般開放できる Wi-Fi を整備したため。また、他の避難所においても、災害時に備えて平時から Wi-Fi 環境を整備しようとする動きがあることから追加する。

#### く修正箇所>

■風水害等編 第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■地震編 第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

#### <新旧対照表>

■風水害等編 p 6 、 p 1 3 ■地震編 p 3 、 p 9

#### ■風水害等編

# 現行(令和3年11月修正)修正案第1節 避難所の指定・整備等第1節 避難所の指定・整備等1 市における措置<br/>(3) 避難所が備えるべき設備の整備<br/>ア 情報受発信手段の整備:防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード<br/>等1 市における措置<br/>(3) 避難所が備えるべき設備の整備<br/>ア 情報受発信手段の整備:防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、Wi-Fi (無線 LAN)、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

#### ■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

現行(令和3年11月修正)

#### ■風水害等編

第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
1 市における措置	1 市における措置
(4)避難所の運営	(4)避難所の運営
カ 避難者への情報提供	カー避難者への情報提供
(略)	(略)
また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外	また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外
国人等への情報提供方法について、「愛知県避難	国人等への情報提供方法について、「愛知県避難
所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に	所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に
配慮した広報の例」を参考に配慮すること。	配慮した広報の例」を参考に配慮すること。
	なお、Wi-Fi(無線 LAN)が整備されている避難
	所については、Wi-Fi (無線 LAN) を避難者に開
	放し、避難者自身がメールや SNS 等による安否確

修正案

現行(令和3年11月修正)	修正案
	認や Web サイトで災害情報の収集をできるように
	努めること。

# ■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。